

宮崎県公報
別冊

令和4年度第4回

監査報告書

令和5年3月

宮崎県監査委員

4 4 1 1 0 - 1 0 8 2

令和 5 年 3 月 2 4 日

宮 崎 県 知 事 殿
宮 崎 県 議 会 議 長 殿
宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿
宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿
宮 崎 県 人 事 委 員 会 殿
宮 崎 県 労 働 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎
宮崎県監査委員 山 下 博 三

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和4年12月15日から令和5年3月9日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第1項、第2項及び第5項の規定により令和4年10月4日から令和4年11月25日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第2項の規定により令和4年6月2日から令和5年3月9日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1	定期監査	1
1	監査の種類及び対象	1
2	監査の着眼点及び実施内容	1
3	監査の結果	2
4	監査結果に対する意見	6
	【別表 1】 監査実施機関	7
第 2	随時監査	1 1
1	監査の種類及び対象	1 1
2	監査の着眼点及び実施内容	1 1
3	監査の結果	1 1
	【別表 2】 監査実施機関	1 3
第 3	行政監査	1 4
1	監査の種類及び対象	1 4
2	監査の着眼点及び実施内容	1 6
3	監査の結果	1 6
4	おわりに	2 4

第1 定期監査

1 監査の種類及び対象

宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に基づき、以下のとおり監査を実施した。

（1）監査の種類 定期監査

（2）監査実施期間 令和4年12月15日から令和5年3月9日まで

（3）監査対象機関 下表のとおり

区 分	監 査 対 象 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	4 8	6 5	1 1 3
教 育 委 員 会	9	6 0	6 9
公 安 委 員 会		1 3	1 3
監 査 事 務 局	1		1
人 事 委 員 会	1		1
労 働 委 員 会	1		1
合 計	6 0	1 3 8	1 9 8

監査を実施した機関名、監査実施日及び実施方法は、別表1（7～10頁）に記載のとおりである。

2 監査の着眼点及び実施内容

監査では、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、法令に適合し、正確に行われているかなどを着眼点とし、関係書類の確認や担当者等からの聞き取りを行った。

3 監査の結果

(1) 総括

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、21機関について、担当者の認識不足や知識不足、組織によるチェック不足を主な原因とした収入事務や契約事務等における遅れや誤りなど、27件の是正又は改善が必要である事項が認められ、下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査の結果に基づき、速やかに是正又は改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	意 見	計
収 入 事 務	2	6		8
支 出 事 務		3		3
契 約 事 務	4	5		9
工 事 の 施 工				
財 産 (物 品 を 除 く) の 管 理		1		1
物 品 の 管 理	1			1
事務(事業)の経済性、効率性及び有効性				
指定管理者による公の施設の管理				
そ の 他		5		5
合 計	7	20		27

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意したもの
意 見 …… 今後一層の取組や新たな検討・見直し等が必要と認められる事項について、文書をもって意見を述べたもの

(2) 是正又は改善が必要である事項

是正又は改善が必要である事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

[総合政策部]

ア 福岡事務所

【注意事項】

- 福岡地区における「宮崎県観光プロモーション」テレビ特別番組制作・放送等業務委託等について、契約手続の遅れているものが見受けられた。

[福祉保健部]

イ 衛生管理課

【指摘事項】

- 動物愛護センターにおける公用車の管理について、自動車継続検査を受けずに運行していたものがあった。

ウ 感染症対策課

【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への情報提供等に係る業務委託について、契約手続の遅れているものがあった。

エ 県立こども療育センター

【指摘事項】

- 産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務の委託について、入札とすべきものを随意契約としていた。
また、予定価格調書が作成されていなかった。

【注意事項】

- 公有財産使用料（電柱敷）について、納入期限の指定を誤っているものがあった。

[農政水産部]

オ 農業普及技術課

【指摘事項】

- 農薬展示ほ設置事業受託契約について、契約手続が大幅に遅れていた。
- 農薬適正使用ホームページ作成等取扱業務委託について、契約手続が大幅に遅れていた。

【注意事項】

- 産地の担い手経営支援事業補助金について、事業の初年度にあたり実施量や配分額の調整に時間を要したこと等により、交付決定事務が遅れていた。

カ 県立農業大学校

【注意事項】

- 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の繰越日数や付与日数、付与条件を誤っているものが見受けられた。

キ 水産試験場

【注意事項】

- 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の付与条件を誤っているものがあった。

ク 畜産試験場

【注意事項】

- 公有財産使用料（電柱敷）について、納入期限の指定を誤っていた。

〔教育委員会〕

ケ 高校教育課

【注意事項】

- 県立学校校内ネットワークに係る保守業務委託等について、契約手続の遅れているものが見受けられた。

コ 特別支援教育課

【指摘事項】

- 国庫補助金について、調定事務の大幅に遅れているものがあつた。

サ 総合博物館

【注意事項】

- 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の繰越日数や付与日数、付与条件を誤っているものが散見された。

シ 宮崎大宮高等学校

【注意事項】

- 公募型財産貸付料（自動販売機設置）について、督促手数料及び貸借契約に基づく遅延利息を徴収していないものがあつた。

ス 福島高等学校

【注意事項】

- 公募型財産貸付料（自動販売機設置）及び電気料等について、調定事務の遅れているものが散見された。

セ 小林秀峰高等学校

【注意事項】

- 公有財産使用許可等（土地及び建物）について、教育財産等取扱規程に基づく台帳への記載がされていなかった。
- 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の繰越日数や付与日数、付与条件を誤っているものが見受けられた。

ソ 高鍋農業高等学校

【指摘事項】

- 生産物売払代金について、指定金融機関への払込手続等の大幅に遅れているものが散見された。

【注意事項】

- 長期継続契約中のボイラー清掃点検業務委託等について、支出負担行為書作成の遅れているものが見受けられた。
- 空調機取替工事等について、契約手続の遅れているものが見受けられた。

タ 富島高等学校

【注意事項】

- 総合実践準備室エアコン設置工事等について、支出負担行為書の作成が遅れているものが見受けられた。また、契約書への公印押印の手続が適当でなかった。

チ 高千穂高等学校

【注意事項】

- 会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の繰越日数や付与条件を誤っているものがあった。

ツ みやざき中央支援学校

【注意事項】

- 公有財産使用料（公衆電話設置）について、納入期限の指定を誤っていた。

テ みなみのかぜ支援学校

【指摘事項】

- 体育館東面外壁及び倉庫屋根防水改修工事について、工事請負契約約款に基づく契約保証が付されていなかった。

ト 日南くろしお支援学校

【注意事項】

- 公有財産使用料（電柱敷）について、納入期限の指定を誤っていた。

[公安委員会]

ナ 都城警察署

【注意事項】

- 長期研修受講中の旅費について、通勤手当が支給されていない期間にもかかわらず、通勤手当調整が行われ支給不足となっているものがあった。

4 監査結果に対する意見

令和4年度に実施した定期監査においては、前期（令和3年度を対象とした決算監査）と後期（令和4年度を対象とした現年監査）を合わせた指摘事項等の件数（43件）が前年度（57件）と比較して減少したものの、これまでと同様に収入・支出・契約事務等における誤りや遅れが散見された。

その主な原因は、「担当者の知識不足」、「担当者の失念・確認不足」、「組織によるチェック体制の不十分さ」であった。このため、

- ・財務会計等の各種研修を積極的に受講するよう促すなど、職員の知識定着を図る。
- ・年度当初に行うべき業務について一覧表を作成し、担当内・組織内で把握するとともに、事務処理の漏れがないか随時、複数人で確認する。
- ・進捗管理表や会計課から示されているチェックリスト等を積極的に活用する。
- ・起案時に最新の根拠資料等を添付するとともに、業務ごとに処理の誤りや遅れがないか適宜、上司等が確認する。
- ・年度当初の事務が集中する時期や、例えば、新型コロナ対策や物価高騰対策等のような事業増加により例年に比べ繁忙となる場合は、特にチェック体制の強化を図る。などの対策や取組が必要である。

また、指摘内容では、収入事務における「納入期限の指定誤り」、支出事務における「補助金等の交付決定事務の遅れ」、契約事務における「支出負担行為書の作成遅れ」など、これまでも監査で指摘をしている事項が繰り返されている状況にある。

このため、監査事務局においては、職員ポータルサイト内の全庁掲示板への監査結果の掲載や特に注意喚起が必要と判断される所属への今後の改善措置の徹底についての直接要請を行うとともに、翌年度の監査における前年度の指摘事項等についての改善状況の確認などの取組を進めているところである。

各所属においても、

- ・他所属における指摘内容を含め、公表された監査報告書を確認し、同種・類似の業務における事務処理上の注意点をしっかりと把握する。
- ・それらの注意点を含めた事務処理マニュアルを作成する。
- ・人事異動で担当者の変更が行われた場合において、後任者が新規採用職員など経験年数の浅い職員であっても、継続的に適時適切な事務処理が行えるよう当該事務処理マニュアルを用いて確実に引継を行う。
- ・会計課や総務事務センターなど共通業務所管課においては、誤りの多い事務処理に関し、適宜、所属への注意喚起を行う。などの対策や取組が必要である。

このほか、会計年度任用職員の勤務条件通知書について、年次有給休暇の繰越日数や付与日数、付与条件の記載誤りが依然として多く見受けられたことから、研修等を通して制度の理解を徹底する必要がある。

なお、知事部局においては、内部統制制度の導入以降、定期監査における指摘事項等の件数が大幅に減少している。これは同制度の取組の効果によるものと考えられることから、引き続き自己点検の徹底による積極的な不備の把握及び早期の是正を図るとともに、知事部局以外においても内部統制制度の導入又は同等程度の取組の実施が望まれる。

【別表1】 監査実施機関

部局等名	監査実施機関名	監査実施日	実施方法
総合政策部	総合政策課	令和5年1月25日	実地監査
	秘書広報課	令和5年1月13日	実地監査
	統計調査課	令和5年3月9日	書面監査
	総合交通課	令和5年3月9日	書面監査
	中山間・地域政策課	令和5年1月27日	実地監査
	生活・協働・男女参画課	令和5年3月9日	書面監査
	みやざき文化振興課	令和5年3月9日	書面監査
	人権同和対策課	令和5年3月9日	書面監査
	デジタル推進課	令和5年3月9日	書面監査
	国スポ・障スポ準備課	令和5年3月9日	書面監査
	東京事務所	令和5年1月16日	実地監査
	大阪事務所	令和5年3月9日	書面監査
	福岡事務所	令和5年1月12日	実地監査
	消費生活センター	令和5年3月9日	書面監査
	消費生活センター都城支所	令和5年3月9日	書面監査
	消費生活センター延岡支所	令和5年3月9日	書面監査
	総務部	総務課	令和5年1月13日
人事課		令和5年3月9日	書面監査
財政課		令和5年3月9日	書面監査
市町村課		令和5年1月27日	実地監査
危機管理課		令和5年3月9日	書面監査
消防保安課		令和5年3月9日	書面監査
自治学院		令和5年3月9日	書面監査
消防学校		令和5年3月9日	書面監査
防災救急航空センター		令和5年3月9日	書面監査
福祉保健部		指導監査・援護課	令和5年3月9日
	障がい福祉課	令和5年1月17日	実地監査
	衛生管理課	令和5年2月2日	実地監査
	健康増進課	令和5年3月9日	書面監査
	感染症対策課	令和5年3月9日	書面監査
	こども政策課	令和5年3月9日	書面監査
	中央保健所	令和5年3月9日	書面監査
	日南保健所	令和5年3月9日	書面監査
	都城保健所	令和5年3月9日	書面監査
	小林保健所	令和5年3月9日	書面監査
	高鍋保健所	令和5年3月9日	書面監査
	日向保健所	令和5年3月9日	書面監査
	延岡保健所	令和5年1月11日	実地監査
	高千穂保健所	令和5年3月9日	書面監査
	衛生環境研究所	令和5年3月9日	書面監査
	身体障害者相談センター	令和5年3月9日	書面監査
	県立こども療育センター	令和5年3月9日	書面監査
	精神保健福祉センター	令和5年3月9日	書面監査
	都城食肉衛生検査所	令和5年2月2日	実地監査
	高崎食肉衛生検査所	令和5年2月2日	実地監査
	小林食肉衛生検査所	令和5年2月2日	実地監査
	都農食肉衛生検査所	令和5年2月2日	実地監査
	日向食肉衛生検査所	令和5年2月2日	実地監査
	宮崎県動物愛護センター	令和5年2月2日	実地監査
	県立みやざき学園	令和5年3月9日	書面監査

【別表1】 監査実施機関

部局等名	監査実施機関名	監査実施日	実施方法	
環境森林部	環境管理課	令和5年3月9日	書面監査	
	循環社会推進課	令和5年1月26日	実地監査	
	自然環境課	令和5年3月9日	書面監査	
	森林経営課	令和5年3月9日	書面監査	
	林業技術センター	令和5年3月9日	書面監査	
	木材利用技術センター	令和5年3月9日	書面監査	
商工観光労働部	企業振興課	令和5年2月3日	実地監査	
	雇用労働政策課	令和5年3月9日	書面監査	
	企業立地課	令和5年3月9日	書面監査	
	計量検定所	令和5年3月9日	書面監査	
	工業技術センター	令和5年3月9日	書面監査	
	食品開発センター	令和5年3月9日	書面監査	
	県立産業技術専門学校	令和5年3月9日	書面監査	
	県立産業技術専門学校高鍋校	令和5年3月9日	書面監査	
農政水産部	農業普及技術課	令和5年1月25日	実地監査	
	農業担い手対策課	令和5年1月25日	実地監査	
	農産園芸課	令和5年3月9日	書面監査	
	農村計画課	令和5年3月9日	書面監査	
	農村整備課	令和5年2月6日	実地監査	
	漁業管理課	令和5年1月27日	実地監査	
	南那珂農林振興局	令和5年3月9日	書面監査	
	北諸県農林振興局	令和5年3月9日	書面監査	
	西諸県農林振興局	令和4年12月16日	実地監査	
	児湯農林振興局	令和5年3月9日	書面監査	
	総合農業試験場	令和5年1月11日	実地監査	
	総合農業試験場畑作園芸支場	令和5年1月11日	実地監査	
	総合農業試験場茶業支場	令和5年1月11日	実地監査	
	総合農業試験場亜熱帯作物支場	令和5年1月11日	実地監査	
	総合農業試験場薬草・地域作物センター	令和5年1月11日	実地監査	
	県立農業大学校	令和4年12月21日	実地監査	
	水産試験場	令和5年3月9日	書面監査	
	水産試験場内水面支場	令和5年3月9日	書面監査	
	宮崎家畜保健衛生所	令和5年3月9日	書面監査	
	都城家畜保健衛生所	令和5年3月9日	書面監査	
	延岡家畜保健衛生所	令和5年3月9日	書面監査	
	畜産試験場	令和5年3月9日	書面監査	
	畜産試験場川南支場	令和5年3月9日	書面監査	
	県土整備部	用地対策課	令和5年3月9日	書面監査
		技術企画課	令和5年3月9日	書面監査
		工事検査課	令和5年3月9日	書面監査
道路建設課		令和5年3月9日	書面監査	
道路保全課		令和5年3月9日	書面監査	
河川課		令和5年3月9日	書面監査	
砂防課		令和5年3月9日	書面監査	
都市計画課		令和5年3月9日	書面監査	
建築住宅課		令和5年1月13日	実地監査	
営繕課		令和5年2月1日	実地監査	
高速道対策局		令和5年3月9日	書面監査	
日南土木事務所		令和5年1月20日	実地監査	
串間土木事務所		令和5年2月1日	実地監査	

【別表1】 監査実施機関

部局等名	監査実施機関名	監査実施日	実施方法
県土整備部	都城土木事務所	令和5年3月9日	書面監査
	小林土木事務所	令和5年3月9日	書面監査
	高岡土木事務所	令和5年1月17日	実地監査
	西都土木事務所	令和5年1月30日	実地監査
	高鍋土木事務所	令和5年3月9日	書面監査
	日向土木事務所	令和5年2月13日	実地監査
	延岡土木事務所	令和5年3月9日	書面監査
	建設技術センター	令和5年3月9日	書面監査
	中部港湾事務所	令和5年2月6日	実地監査
	油津港湾事務所	令和5年3月9日	書面監査
	北部港湾事務所	令和5年3月9日	書面監査
	会計管理局	会計課	令和5年1月20日
物品管理調達課		令和5年3月9日	書面監査
教育委員会	教育政策課	令和5年3月9日	書面監査
	高校教育課	令和5年1月30日	実地監査
	義務教育課	令和5年3月9日	書面監査
	特別支援教育課	令和5年3月9日	書面監査
	教職員課	令和5年3月9日	書面監査
	生涯学習課	令和5年3月9日	書面監査
	スポーツ振興課	令和5年2月6日	実地監査
	文化財課	令和5年3月9日	書面監査
	人権同和教育課	令和5年3月9日	書面監査
	中部教育事務所	令和5年1月10日	実地監査
	南部教育事務所	令和5年2月8日	実地監査
	北部教育事務所	令和5年3月9日	書面監査
	スポーツ指導センター	令和5年3月9日	書面監査
	教育研修センター	令和5年3月9日	書面監査
	県立図書館	令和5年3月9日	書面監査
	県立美術館	令和5年3月9日	書面監査
	総合博物館	令和5年2月8日	実地監査
	県立西都原考古博物館	令和5年3月9日	書面監査
	埋蔵文化財センター	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎大宮高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎東高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎工業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎商業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎海洋高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎西高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎西高等学校附属中学校	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎北高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	佐土原高等学校	令和4年12月23日	実地監査
	本庄高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	日南高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	日南振徳高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	福島高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城泉ヶ丘高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城農業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城商業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城工業高等学校	令和5年3月9日	書面監査

【別表1】 監査実施機関

部局等名	監査実施機関名	監査実施日	実施方法
教育委員会	都城西高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	高城高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	小林高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	小林秀峰高等学校	令和5年2月8日	実地監査
	飯野高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	妻高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	高鍋高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	高鍋農業高等学校	令和4年12月15日	実地監査
	延岡高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	延岡青朋高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	延岡工業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	延岡商業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	延岡星雲高等学校	令和5年1月11日	実地監査
	富島高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	日向工業高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	日向高等学校	令和5年1月31日	実地監査
	門川高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	高千穂高等学校	令和5年3月9日	書面監査
	五ヶ瀬中等教育学校	令和5年3月9日	書面監査
	明星視覚支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城さくら聴覚支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	みやざき中央支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	赤江まつばら支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	みなみのかげ支援学校	令和4年12月21日	実地監査
	日南くろしお支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	都城きりしま支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	小林こすもす支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	日向ひまわり支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	児湯るびなす支援学校	令和5年3月9日	書面監査
	清武せいりゅう支援学校	令和5年3月9日	書面監査
延岡しろやま支援学校	令和5年1月30日	実地監査	
延岡しろやま支援学校高千穂校	令和5年1月30日	実地監査	
公安委員会	宮崎北警察署	令和5年3月9日	書面監査
	宮崎南警察署	令和5年3月9日	書面監査
	日南警察署	令和5年3月9日	書面監査
	串間警察署	令和5年3月9日	書面監査
	都城警察署	令和4年12月22日	実地監査
	小林警察署	令和5年3月9日	書面監査
	えびの警察署	令和5年3月9日	書面監査
	高岡警察署	令和5年3月9日	書面監査
	西都警察署	令和5年3月9日	書面監査
	高鍋警察署	令和5年3月9日	書面監査
	日向警察署	令和5年1月31日	実地監査
	延岡警察署	令和5年3月9日	書面監査
	高千穂警察署	令和5年3月9日	書面監査
	監査事務局	監査事務局	令和5年3月9日
人事委員会	人事委員会事務局	令和5年3月9日	書面監査
労働委員会	労働委員会事務局	令和5年3月9日	書面監査

※「監査実施日」は、委員監査日等であり事務局監査の実施日とは異なる。

第2 随時監査

1 監査の種類及び対象

宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に基づき、以下のとおり監査を実施した。

（1）監査の種類 随時監査

（2）監査実施期間 令和4年10月4日から令和4年11月25日まで

（3）監査対象機関 下表のとおり

区 分	監 査 対 象 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	1		1
教 育 委 員 会		4	4
合 計	1	4	5

監査を実施した機関名及び監査実施日は、別表2（13頁）に記載のとおりである。

2 監査の着眼点及び実施内容

監査では、財務に関する事務の執行やその他の事務の執行が、法令に適合し、適時・適切に行われているかなどを着眼点として、対象機関へ事前通知を行わない抜き打ちの方法により実施し、関係書類の確認や担当者等からの聞き取りを行った。

3 監査の結果

(1) 総括

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、1機関について、担当者及び組織によるチェック不足を主な原因とした財産管理が適当でないもの1件の是正又は改善が必要である事項が認められ、下記のとおり、指摘事項とした。

該当機関に対しては、監査の結果に基づき、速やかに是正又は改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	意 見	計
収 入 事 務				
支 出 事 務				
契 約 事 務				
工 事 の 施 工				
財 産 (物 品 を 除 く) の 管 理	1			1
物 品 の 管 理				
事務(事業)の経済性、効率性及び有効性				
指定管理者による公の施設の管理				
そ の 他				
合 計	1			1

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意したもの

意 見 …… 今後一層の取組や新たな検討・見直し等が必要と認められる事項について、文書をもって意見を述べたもの

(2) 是正又は改善が必要である事項

是正又は改善が必要である事項(指摘事項等)の内容は、次のとおりである。

[教育委員会]

ア 宮崎大宮高等学校

【指摘事項】

- 公有財産の目的外使用許可(土地及び建物)について、許可手続の行われていないものが散見された。

【別表2】 監査実施機関（県の機関の随時監査）

部局等名	監査実施機関名	監査実施日
商工観光労働部	オールみやざき営業課	令和4年10月28日
教育委員会	宮崎大宮高等学校	令和4年11月22日
	宮崎東高等学校	令和4年10月19日
	宮崎北高等学校	令和4年10月4日
	都城農業高等学校	令和4年11月25日

第3 行政監査

1 監査の種類及び対象

宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に基づき、以下のとおり監査を実施した。

1) 監査の種類 行政監査

2) 監査のテーマ 防災に必要な資機材等の配備・管理状況について

3) 監査の目的

宮崎県地域防災計画（以下「防災計画」という。）において、県は、災害時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要な防災資機材及び被災者の生活を支えるために必要な物資及び資材（以下「資機材等」という。）を備蓄し、整備することとされている。

これらの資機材等については、災害時に迅速に活用できるよう、定期的な点検整備、必要な補充など適切な管理が求められているところである。

県では、これまで宮崎県防災訓練大綱（以下「訓練大綱」という。）に定める図上訓練及び実動訓練などを計画的に行いながら、災害対策本部の運営及び関係機関との連携など、災害応急対策に必要な体制の整備を進めてきている。

また、令和4年4月、訓練大綱に物資の調達・供給訓練などの各分野に特化した分野別訓練の実施などを新たに明記し、より実践的、効果的な訓練を実施することとしている。

これらを踏まえ、資機材等の配備や管理の状況を把握・検証し、今後の適正な事務の執行や機能の強化及び県民の安心・安全の確保に資することを目的に監査を実施した。

4) 監査実施期間 令和4年6月2日から令和5年3月9日まで

5) 監査の対象

監査を実施するにあたり、まず、資機材等の保有状況を把握するため、全機関（【表1】の252機関）に対し書面による監査を実施した。その上で、資機材等を保有していると回答のあった155機関の中から特に【表2】の20機関を選定し実地監査を実施した。

【表 1】 部局別監査対象機関

部局名	対象機関数	うち資機材等を保有する機関数				合計
		本庁	(内実地 監査)	出先機関	(内実地 監査)	
総合政策部	17	2	1	6	1	8
総務部	20	2	2	7		9
福祉保健部	40	5	4	22	1	27
環境森林部	8	1		2		3
商工観光労働部	11	1		4		5
農政水産部	31			13	1	13
県土整備部	26	4		14	6	18
関係部共管	1					0
会計管理局	2					0
企業局	1	1				1
病院局	4			3		3
県議会事務局	1	1				1
教育委員会	72			53	1	53
公安委員会	15	1		13	3	14
監査事務局	1					0
人事委員会	1					0
労働委員会	1					0
合計	252	18	7	137	13	155

【表 2】 実地監査実施機関

機関名	機関数	区分
総合政策課、東京事務所	2	一時的な救護スペース、一時避難スペースの設置、運営用等資機材の備蓄機関
危機管理課、消防保安課	2	食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、行政無線の整備等の所管機関
福祉保健課、医療政策課、薬務対策課、障がい福祉課、延岡保健所	5	医療救護体制の整備、医療救護活動、避難収容活動、保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動等の所管機関
西諸県農林振興局	1	県災害対策本部地方支部
宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、日向土木事務所	6	水防用資機材（※）等の保有機関 （※）宮崎県水防計画では「資器材」と表記されているが、本報告書においては統一的に「資機材」と表記。
みなみのかぜ支援学校	1	県立学校
串間警察署、都城警察署、日向警察署	3	国家公安委員会・警察庁防災業務計画に定める資機材等の保有機関
合計	20	

2 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象機関に対して、次の項目を着眼点として設定し、関係書類や現物確認、担当者等からの聞き取りを行った。

- (1) 資機材等の調達・確保は適正に行われているか。
- (2) 保管場所は適正か。
- (3) 定期的に点検を行い、補充や廃棄を行っているか。
- (4) 災害時に迅速に活用できる状況にあるか。
- (5) 使用訓練や搬出訓練を行っているか。

3 監査の結果

1) 全機関における資機材等の配備・管理状況

(1) 資機材等の有無

区分	機関数
あり	155
なし	97
合計	252

以下、資機材等を保有する155機関の回答である。

(2) 資機材等の配備状況（複数回答あり）

区分	機関数
①被災者用災害備蓄物資（職員用・生徒用を含む）	118
②災害拠点病院用資機材・災害派遣医療チーム（DMAT）用資機材	4
③広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材	1
④災害派遣精神医療チーム（DPAT）用資機材	2
⑤災害派遣福祉チーム（DWAT）用資機材	1
⑥医薬品・医療用資機材	55
⑦避難所用防災資機材	7
⑧防災資機材・災害備蓄物資－その他（炊き出し用鍋、カセットコンロ、ガソリン缶詰等）	28
⑨水防用資機材	12
⑩災害警備用装備資機材（「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」によるもの）	14
⑪非常用電源設備、非常用発電機	61
⑫防災行政無線	18
⑬衛星携帯電話	17
⑭その他（簡易水質検査セット、ペットケージ、ドローン等）	17

※ 保健衛生用資機材（新型コロナウイルス対応等）、防疫対策用資機材（鳥インフルエンザ対応等）は除く。

(3) 資機材等の配備・管理に関する計画等の有無

区分	機関数
あり	80
一部あり	16
なし	59
合計	155

【主な計画等】

- 宮崎県地域防災計画
- 宮崎県業務継続計画
- 宮崎県水防計画
- 国家公安委員会・警察庁防災業務計画等

※ 「一部あり」は、複数の資機材等のうち一部についてのみ計画等があるものである。

(4) 保管場所の施錠

区分	機関数
施錠している	106
一部施錠していない	19
施錠していない	30
合計	155

【施錠をしていない理由】

- 緊急時に迅速に取り出すため
- 施錠可能な場所がないため等

(5) 保管箱等への表示

区分	機関数
あり	150
なし	5
合計	155

【表示をしていない理由】

- 一見してわかるため（スコープ等）等

(6) 配置上の工夫

【工夫例】

- 用途別に分類して配置している
- 保管した様子の写真や配置図を一緒に保管している
- 浸水に備え、食品類を2階以上に保管している等

(7) 保管場所の非常用照明設備の有無

区分	機関数
あり	67
なし	88
合計	155

【非常用照明設備がない理由】

- 懐中電灯等を使用するため等

(8) 保管場所への配置図設置の有無

区分	機関数
あり	39
なし	116
合計	155

【設置していない理由】

- 保管している物資が少ないため
- 一見して何があるかわかるため等

(9) 管理用台帳等の作成の有無

区分	機関数
あり	129
なし	26
合計	155

【作成していない理由】

- 物資が少ないため
- 消耗品であるため 等

(10) 消費期限等の管理

区分	機関数
すべて管理している	95
一部管理している	42
管理していない	18
合計	155

【管理していない理由】

- 耐用年数が長く、期限内に使用し更新するため
- 消費期限等がないため 等

(11) 物資の有効活用

区分	機関数
すべて活用している	54
一部活用している	38
廃棄している	45
合計	137

【廃棄している理由】

- 消費（使用）期限経過後に廃棄することとしているため
- 保管、管理を外部委託しており使用期限の経過した医薬品等は廃棄することとしているため 等

※ 消費期限等のある資機材等を保管している機関のみ対象としているため、資機材等を保有する機関数と一致しない。

(12) 計画的な更新の有無

区分	機関数
あり	105
なし	17
その他	33
合計	155

【計画的な更新をしていない理由】

- 消費期限等がないため
- 県災害対策本部地方支部から配備された資機材等であり配布の際に点検しているため 等

【その他の内容】

- 資機材等は梱包包装されており、品質低下の恐れが低い
- 新たに配備したものであり、更新等については今後検討することとしているため 等

(13) 点検の実施及び記録の作成、保管場所への設置

ア 点検の実施の有無

区分	機関数
定期的の実施している	75
随時実施している	69
点検していない	9
その他	2
合計	155

【点検していない理由】

- 点検の必要のない資機材等のため
- 屋内で保管しており、品質の低下は緩やかであると考えられるため 等

【その他の内容】

- 県災害対策本部地方支部から配備された資機材等であり配布の際に点検しているため 等

イ 点検記録の作成

区分	機関数
作成している	63
作成していない	81
合計	144

※ 点検を実施している機関のみ対象としているため、資機材等を保有する機関数と一致しない。

ウ 保管場所への点検記録の設置

区分	機関数
設置している	25
設置していない	38
合計	63

※ 点検記録を作成している機関のみ対象としているため、資機材等を保有する機関数と一致しない。

(14) 資機材等の使用訓練

区分	機関数
令和3年度に実施した	49
令和2年度以前に実施した	16
実施していない	90
合計	155

【実施していない理由】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により延期又は中止したため
- 作業用の道具であり使用訓練の必要がないため 等

(15) 機材等の使用上の工夫

【工夫例】

- 使用手順等を資機材等に貼付している
- 操作マニュアルを備えつけている
- 習熟訓練を反復して行っている 等

(16) 搬出訓練の実施状況

区分	機関数
令和3年度に実施した	32
令和2年度以前に実施した	10
実施していない	113
合計	155

【実施していない理由】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により延期又は中止したため
- 保管場所となる施設内のみでの使用を想定しており、搬出の必要性がないため 等

2) 監査の着眼点ごとの状況及び意見

(1) 資機材等の調達・確保は適正に行われているか

実地監査を行い、現物を確認したところ、各機関が保有する資機材等の品目・数量については、防災計画等に基づき調達・確保されていた。

また、計画等に基づく根拠はないものの他県の事例や関係機関の意見をもとに、食料や飲料水、発電機等を自発的に調達・確保している機関もあった。

<意見>

資機材等の調達・確保についてはおおむね適正に行われていたが、限られた予算を有効に活用する観点から、今後の調達・確保にあたっては、以下の取組を参考に、引き続き資機材等の改良状況や最新技術の導入状況等について情報収集を行いながら、必要な品目や数量等を随時見直すことにより、適切な資機材等の導入を進めることが望まれる。

【監査対象機関における工夫した取組】

- デジタル簡易無線機や小型無人航空機（ドローン）の導入などにより災害対応の効率化、迅速化を図っている。
- 一時避難スペース運営用として停電時でも使えるスマートフォン充電用モバイルバッテリーの購入を検討している。
- 発電機用の燃料として、長期保存可能なレギュラーガソリン缶詰を調達した。
- 危険物であり長期備蓄が困難なガソリンを燃料とした発電機から、カセットボンベを燃料とする発電機に変更した。

(2) 保管場所は適正か

資機材等のうち主要な被災者用物資（食料、毛布等）については、大規模災害時には調達や輸送が平常時のようには実施できないことから、県内8か所に分散備蓄されている。そのほかの資機材等は、本庁及び出先機関の庁舎や県立病院等の建物内の執務室、会議室、倉庫等に保管されている。

実地監査を行った機関においては、保管場所の大部分は1階又は2階以上であり、防災計画等で考慮するとされている耐震性や浸水のリスクなどに対応していた。

しかしながら、耐震対策が講じられておらず地震による棚の倒壊や保管物の落下の危険性がある保管場所や、雨漏りや粉塵が見られる屋外倉庫、浸水等の危険性がないか（浸水区域にないか）を把握していない機関があった。

また、非常用電源が設置されている庁舎の保管庫について、庁舎管理者との情報共有ができておらず、設置の有無や設置場所等を把握していない機関や、保管・管理を外部委託しているものの発災時の連絡体制や解錠手順等を把握していない機関があった。なお、資機材等の多くは施錠できる場所で管理されているが、職員の目の届く執務室内の場所であるため、緊急時に取り出しやすいよう施錠をしないという機関もあった。

<意見>

保管場所については、全体として地震や水害発生リスクを考慮した倉庫等が確保されており、施錠等により防犯対策が講じられていたが、一部に耐震対策等の不十分なものが見受けられた。資機材等の劣化・破損等により実際の活用に支障を来すことのないよう、また、搬出時の安全性が図られるよう、以下の取組を参考に、保管方法等の更なる改善が望まれる。

また、庁舎管理者との非常用電源設置箇所についての情報共有や、関係機関・団体等との休日夜間も含めた緊急連絡体制の確立などにより、災害発生時におけるスムーズな連絡や対応等に向けた工夫が望まれる。

【監査対象機関における工夫した取組】

- 食品は、浸水に備えて2階に保管している。
- 屋外倉庫で保管している資機材等に、粉塵防止のためのビニールシートをかけている。
- 用途別に分類し配置場所を定めている。
- 保管場所に備蓄物資のサンプルを展示している。

(3) 定期的に点検を行い、補充や廃棄を行っているか

資機材等については、多くの機関において台帳等により数量、使用期限等が把握されていた。また、点検についても定期的に複数人で実施し、適宜更新が行われていた。

しかしながら、点検や稼働確認をしていない機関や、点検結果等を記録していないため、確認や点検が形骸化している機関があるなど意識の差が見受けられた。

消費期限等の近づいた資機材等については、福祉団体への寄付や防災訓練、防災教育での使用のほか、飲用に適さなくなった飲料水を手洗い用等の生活用水として備蓄している事例もあるなど、おおむね有効活用が図られていたが、一部有効活用等の検討をしないまま廃棄している機関があった。

<意見>

資機材等については、通常は使用することは少なく、日常業務の中での管理意識は希薄になりがちである。また、担当者の異動等により管理手順や点検時期が適切に引き継がれないことも懸念される。

資機材等の点検については、多くの機関において定期的に適正に行われていたが、一部に不十分な機関が見受けられた。消費（使用）期限切れ等で資機材等の活用に支障を来すことのないよう以下の取組を参考に、手順書等を作成し、定期的に点検を実施する体制を整備することが望まれる。

また、資機材等の更新の際に有効活用を行っていない機関については、防災訓練等での活用や、その物資を必要とする公益性の高い団体等への提供を検討するなど、有効活用のための取組が望まれる。

なお、物品の管理については、関係通知に基づき必要な現物確認や帳簿等での管理を行うなど適正に実施されたい。

【監査対象機関における工夫した取組】

- 医療機器については、点検の結果に応じて滅菌・交換を行っている。また、医薬品等の使用期限管理を所管機関と管理機関双方で行っている。
- 使用期限等の明示がない消毒薬などは、メーカー推奨期限を考慮して更新している。
- 消費期限等のない資機材等について、推奨期間による期限を表示し、更新目安がわかるようにしている。
- 食品について、消費期限は箱に赤マジックで記載、棚の収納方法については左側が古いものとするルールを決めている。
- 廃棄予定のものを仕分けするための棚を設けている。
- 訓練参加者の意見を踏まえて資機材等の充実を図っている。
- 資機材等の保管場所に点検記録を設置している。
- 社会福祉協議会（フードバンク）への寄付、防災訓練や防災教育での配布、使用などの廃棄抑制に向けた有効活用及び防災意識の向上を図っている。

（４） 災害時に迅速に活用できる状況にあるか

資機材等を災害時に迅速に活用するために、多くの機関においてそれぞれ工夫した取組が見られた。

しかしながら、資機材等の入った段ボール箱を積み上げて置いているため地震で倒れる危険性がある状態のものや、奥に保管されているため資機材等を取り出しにくいもの、配置図や棚に資機材等名の表示がなく保管場所がわかりにくい状態のもの、箱等の表示が外国語であったり文字が小さかったりするため内容物がわかりにくいものなどがあった。

また、非常用電灯等の未設置場所に懐中電灯等を準備していない倉庫や、周囲に雑草が茂る時期には搬出作業に支障を来すおそれのある屋外倉庫があった。

さらに、資機材等の内容や保管場所、搬出手順等について一部の職員しか把握しておらず、組織内の情報共有が図られていないため担当者不在時の迅速な活用が懸念される機関があった。

<意見>

災害時の迅速な活用のために全体として様々な工夫がなされており、おおむね適正に活用できる状況であったが、資機材等を迅速に取り出すことのできない状態にある機関については、以下の取組を参考に、保管方法や表示等の改善が望まれる。

また、夜間や停電時の作業に備えて保管場所に懐中電灯等（乾電池等を含む）を設置したり、倉庫周辺の環境を整備し搬出経路を確保したりするなどの対応が望まれる。

さらに、災害時に迅速に対応できるよう、保管場所や搬出手順等について担当者だけではなく組織全体で情報を共有することが望まれる。

【監査対象機関における工夫した取組】

- 通路に資機材等を置かざるを得ない場合は、容易に移動できるように台車に乗せて保管している。
- 倉庫内に資機材等の配置図を設置している。
- 緊急時に備え災害時応援協定等の締結先にも保管場所の鍵を預けている。
- 衛星携帯電話については、関係機関、団体の連絡先と操作マニュアルを一体的に保管している。
- 資機材等と操作マニュアルをセットして配置している。
- 発電機にエンジン始動までの手順を番号で表示している。
- 搬出する資機材等をリスト化している。
- 持ち出し用の資機材等を搬出用コンテナやキャスター付ケース等に収納した状態で保管している。
- 搬出用ケースに品目や数量、使用期限を記載した表を貼付している。

(5) 使用訓練や搬出訓練を行っているか

使用訓練や搬出訓練が必要な機関においては、これまで訓練大綱に定める図上訓練及び実動訓練などを計画的に行いながら、県災害対策本部の運営及び関係機関との連携など、災害応急対策に迅速に対応できる体制の整備を進めている。近年、新型コロナウイルス感染症拡大により実動訓練が困難であったが、一部の機関では机上訓練や規模を縮小しての実施など工夫しながら取り組んでいることが認められた。

また、令和4年度は災害時応援協定を締結している機関等との実動訓練を実施し、訓練内容の課題を把握した機関もあった。

しかしながら、勤務体制の問題等により訓練を実施していない機関や、年に1回の搬出訓練等を実施することにしていないものの、新型コロナウイルス感染症のため中止又は延期している機関、保管や管理を委託している外部機関との連絡体制が整

っており、職員への周知や当該機関の実施状況の把握をしていない機関もあるなど、取組の差が見られた。

<意見>

資機材等は、実際に操作を経験しておかなければ円滑に使用できない場合や、経路に障害物があり迅速に搬出できない場合等もある。また、夜間や休日といった執務時間外に災害が発生した場合には担当者以外の職員等で対応しなければならない場合も考えられることから、定期的に使用訓練や搬出訓練を実施することが極めて重要である。

あわせて、災害時応援協定等を締結している場合は、訓練を通じて市町村や関係機関・団体等との協力体制の構築を図るとともに、災害発生時の応急活動や復旧活動がより実効性のあるものとなるよう、適宜協定内容を見直すことが望まれる。

使用訓練や搬出訓練が必要な機関においては、おおむね適正に実施されていたが、未実施の機関が散見されたので、以下の取組を参考に、資機材等の使用方法の事前確認や円滑な搬出のための訓練の実施と訓練内容の充実が望まれる。

【監査対象機関における工夫した取組】

- 救出救助用装備資機材の使用は危険を伴うため、習熟訓練を反復して行っている。
- 勤務時間や状況に合わせて職員が参加できるように、1年に複数回、資機材等の使用訓練を実施している。
- 伝達訓練の実施にあたり伝達方法の見直しを行った結果、グループフォームのWebアンケート機能を活用することで伝達時間の短縮が図られた。

4 おわりに

令和5年1月政府の地震調査委員会は、南海トラフ沿いで今後40年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率を前年の80～90%から90%程度に引き上げるなど、大規模地震発生確率が高まっている状況にあり、防災対策等において県の果たす役割とそれに基づく備えは、これまで以上に重要になると考える。

今回の行政監査において、県の機関における資機材等の調達・確保、保管や管理及び利活用等について把握・検証を行ったところ、防災に必要な資機材等については、防災計画等に基づきおおむね適切に配備、管理されていることが確認できた。

しかしながら、「3 監査の結果」で述べたとおり、必要な取組が十分でない機関が散見された。

具体的には、保管場所の一部に安全性や効率性の面から改善を要する事項があったほか、資機材等の使用方法や災害発生時の対応方法について関係職員が十分認識しているとはいえない状況等が見受けられたため、担当者だけでなく組織全体で情報を共有し、

職員一人ひとりが、防災対策等に対する意識を一層高めていくことを期待するものである。

また、平時から実践的な訓練を重ねていながら市町村や関係機関・団体と顔の見える関係を構築し、災害時の応援協定等の内容についても運用上の問題点がないか実際に検証し見直す機会にするなど実効性を高める取組も必要である。

さらに、デジタル技術の力を最大限活用し、ハード・ソフト両面からの備えを進めることで、限られた予算でより一層効率的、効果的で適切な資機材等の整備と管理に繋げていくことが求められる。

今後、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、物資拠点施設の整備が進められることとなっていることから、今回の監査結果を活かし、災害発生時における迅速な物資供給体制の確立を図るとともに、市町村や関係機関・団体と連携しながらより一層の迅速かつ的確な災害対策の諸取組が講じられることを期待している。

参 考 資 料

行政監査において参考とした関係法令及び各種計画等

(1) 関係法令

[災害対策基本法（抜粋）]

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌

事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[災害救助法（抜粋）]

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第二章 救助

（都道府県知事等の努力義務）

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

[水防法（抜粋）]

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

[学校保健安全法（抜粋）]

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理

運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 各種計画等

必要な資機材等の備蓄について定めがある計画

[宮崎県地域防災計画（抜粋）令和4年3月修正]

第9款 備蓄に対する基本的な考え方

【県、市町村】

2 県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

(1) 県及び市町村の役割

ア 市町村の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

イ 県の役割

広域自治体として市町村からの要請等に応じて、物資を供給することができるよう、現物備蓄や流通備蓄からの調達に努める。

(2) 備蓄する品目

ア 市町村が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレや避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

イ 県が行う備蓄

避難所避難者等の支援に必要不可欠な物資として、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレを優先して計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給については水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、要請に応じて市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、ペッ

トボトル等の飲料水の流通備蓄をはじめとした調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため市町村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア 市町村による流通備蓄からの調達

各市（町村）は可能な限り物資の運搬が容易な市（町村の場合は郡）域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

イ 県による流通備蓄からの調達及び総合調整

県は必要に応じて、県内の民間事業者等から物資を調達し市町村を支援するとともに、県内全域及び県外の民間事業者等からの物資調達に関する総合調整を行う。

第10款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第1項 基本方針

県及び市町村は「宮崎県備蓄指針（平成28年12月1日）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基金において物資の備蓄に努めるものとする。

第2項 対策

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通備蓄に努めるものとする。

(ア) 公的備蓄

【県】

県は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定め、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

県は、計画的な現物備蓄と円滑な物資の供給のため、次の場所に加え、備蓄場所の確保に努めるものとする。

- ① 日本赤十字社宮崎県支部（宮崎市）

- ② 県消防学校（宮崎市）
- ③ 都城総合庁舎（都城市）
- ④ 小林総合庁舎（小林市）
- ⑤ 小林市八幡原市民総合センター（小林市）
- ⑥ 県立都農高校（都農町）
- ⑦ 延岡総合庁舎（延岡市）
- ⑧ 西臼杵支庁（高千穂町）

（イ）流通備蓄からの調達

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

物資の輸送は、原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

（ウ）政府所有の米穀の調達体制の整備

【県、農林水産省政策統括官】

県及び農林水産省政策統括官は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

その他の計画等

- ・[宮崎県業務継続計画（令和4年8月改訂）]
- ・[新・宮崎県地震減災計画（令和3年3月改訂）]
- ・[国家公安委員会・警察庁防災業務計画（令和4年12月8日修正）]
- ・[宮崎県総合防災訓練大綱（令和4年4月改訂）]
- ・[宮崎県災害医療活動マニュアル（平成24年4月改訂）] 等

（3） 物品管理に関する関係通知等

- ・「財務規則改正に伴う物品管理事務の変更について」
令和4年4月1日付け3-296-2319物品管理調達課長通知
- ・「物品の適正な管理について」
令和4年4月1日付け3-296-2320物品管理調達課長通知

【主な資機材等】

I 防災資機材・災害備蓄物資

- ① 被災者用災害備蓄物資（職員用・生徒用を含む）
アルファ米、飲料水、毛布、衣類、簡易トイレ、簡易段ボールベッド、粉ミルク、紙おむつ 等（学校徴収金により購入・保管しているものも含む）
- ② 災害拠点病院用資機材・災害派遣医療チーム（DMAT）用資機材
- ③ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材
- ④ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）用資機材
- ⑤ 災害派遣福祉チーム（DWAT）用資機材
簡易無線機、簡易ベッド、毛布、担架、点滴架台、バックボード、大型テント、複合機、発電機、収納用コンテナ、ユニホーム、医薬品、応急セット、テント、トランシーバー、寝袋 等
- ⑥ 医薬品・医療用資機材
診療・創傷セット、蘇生・気管セット、医薬品セット、衛生材料セット、事務用品セット 等
- ⑦ 避難所用防災資機材
紙管（柱、梁）、紙管ジョイント、システムカーテン 等
- ⑧ その他

II 水防用資機材

- ⑨ 水防用資機材
杉丸太、竹、空俵、かます、むしろ、縄、スコップ、鍬、のこ 等

III 災害警備用装備資機材

- ⑩ 災害警備用装備資機材（「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」によるもの）
チェーンソー、投光器、トランジスターメガホン、救命ボート、担架 等

IV 非常用電源設備、非常用発電機

- ⑪ 非常用電源設備、非常用発電機（可搬式）等

V 防災行政無線

- ⑫ 防災行政無線

VI 衛星携帯電話

- ⑬ 衛星携帯電話

VII その他

- ⑭ その他